

2017年度の取組経過と2018年度活動方針

一、第14回総会以降の取組み経過と到達点

1. はじめに

民主主義を具現化する中心的機能を担う議会政治は、選挙権の拡大と政党政治の確立によって発展してきた。しかし、皮肉にもこの二つが要因となって財政状況は窮迫してきたという指摘がある。それは第一に、議会は、選挙権の拡大により納税者代表から全国民の代表に変化していく過程で、財政支出増大と負担縮小を求める傾向を強めたこと。第二に、今日の債務膨張の端緒となったバブル崩壊と前後した政治改革が、現在の衆議院における小選挙区比例代表並立制という二大政党により政権交代可能な選挙制度を導入したことで、政党が自らの支持への利益誘導をより顕著にしたことに認められる。

そして、封建的・絶対主義的国家体制を解体する17世紀以降の市民革命を起点として発展してきた近現代の民主主義は、近年、グローバル化により生じた格差や移民・難民問題に対立化した保護主義を背景に過剰なポピュリズムを招き、その持続可能性が危ぶまれる状況にあるといえる。利己的な圧倒的多数の有権者による自国の利益のみを最優先した保護主義の拡大は、歴史上、繰り返されてきた数多くの愚かな政治行動を再現しかねない。とくに、典型的な有権者が「高福祉低負担」を志向する民意の限界と二度にわたる消費増税延期を行った為政者のもと、成長と増税回避を大合唱する日本政治の現状に、国民生活の安心と安全を支える公共サービスとその基盤としての財政、とくに財政再建問題を委ねている限り、いずれは債務危機そして財政破綻を招くことが避けられない状況にある。

このような情勢を踏まえ、公務労協は、熊本地震そして東日本大震災からの一刻も早い復旧・復興と再生をはじめとした公務公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任と役割を果たすとともに、政府・公務員そして公共サービスに対する国民の信頼回復をはかることを基本的な立場として、第一にすべての公共サービス労働者の生活改善と格差是正をはかること、第二に良質な公共サービスの実現に向け、そのあり方を再構築すること、第三に公務員制度の抜本改革と公務における労使・労働関係の改革を推進すること、第四にこれらの取組を通じて組織の強化・拡大をはかるこ

とを柱に、「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」、「公務員制度改革、労働基本権確立の取組」、「公務公共サービス労働者の組織化と産別結集の活動の推進」等の諸課題への対応を進めてきた。

2. 良い社会をつくる公共サービスキャンペーン

公務労協は、2009年通常国会において成立した公共サービス基本法の理念の対峙と国及び地方自治体における措置の具体化の追求とともに、近年頻発する大規模災害時における公共サービスの重要性に関する社会的な理解の再構築を柱に公共サービスキャンペーンを展開してきた。

2017年2月23日に都内で開催した「2017年公共サービスキャンペーン開始中央集会」では、復興庁からの講演を通じて、東日本大震災からの復興状況の認識と、震災を風化させてはいけないという思いを共有するとともに、逢坂誠二衆議院議員からは「公共サービスを取り巻く財政・政治情勢について」講演を受け、公務公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任と公共サービスの役割の重要性について再確認した。

2017年3月には、キャンペーンの取組の一環として、熊本地震及び東日本大震災で被害の大きかった4県（熊本県、岩手県、宮城県、福島県）を訪問し、復旧・復興と再生のニーズや要望、職場を取り巻く環境の変化、震災後に事務・事業を進める上で工夫や見直した点、現在の事務・事業を維持・確保する上での問題点や課題、職場からの国への要望事項など、復旧・復興と再生に関する施策等が公共サービス基本法の基本理念や基本的施策を十分に活かしたものとなっているかについて、意見交換を通じた実情の把握と課題・要望等の集約を行った。また、この意見交換を踏まえ、同年3月29日には、公共サービス基本法の所管である総務省に対し、公共サービス基本法の趣旨に沿って公共サービスが適切に国民に提供されるよう環境整備に取り組むことを要請し、「総務省としては、各種施策の策定及び実施を担う各府省や自治体に対し、公共サービス基本法の趣旨や基本理念について周知を行ってきたところであり、引き続き、所管省として適切に対応していく」との見解を示させた。

また、各構成組織及び各地方連合会での取組に向けた意思統一がはかれるように、これらのキャンペーンの取組状況等を編集した「2017公共サービスキャンペーンニュース」を4月中旬に発行した（発行部数約214,000部）。

なお、地方段階における2016年度キャンペーンの取組状況を把握するため、集会・シンポジウム等の開催状況、公共サービス基本条例制定及び公契約条例制定に向けた取組状況、キャンペーンニュースの活用状況などについて2017年1月に報告を求めた（32地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会から報告）。その結果、集会・行

動等を実施したのは15地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会（述べ23回）、公共サービス基本条例制定に向けた取組は15地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会、公契約基本条例制定に向けた取組は26地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会となっている。一方、公共サービス基本条例制定の取組を柱としたモデル地域の指定については、2016年度で一先ず終了とした。引き続き、各地方公務労協等の取組状況や意見も参考にしつつ、連合の公契約基本法及び公契約条例制定活動との連携と結集を重視し、地方における主体的な創意・工夫ある活動を支援していく必要がある。

今後は、さらに厳しさの増す情勢を踏まえ、公共サービス基本法の理念のもと、公務・公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任と役割を果たすべく、国民の安心・安全を確保する質の高い公共サービスの確立に向けた取組を一層強化していくことが求められる。

3. 公務員制度改革、労働基本権確立の取組

衆参両院の内閣委員会における「政府は、自律的労使関係制度について、職員団体と所要の意見交換を行いつつ、合意形成に努めること。」という附帯決議とともに「国家公務員法等の一部を改正する法律案」（民主党、自民党、公明党の三党合意に基づく修正を含む）が可決・成立した2014年4月以降、ILO結社の自由委員会第372次報告（2014年6月）及び同第378次報告（2016年6月）が行われ、さらに昨年（2016年）の第190通常国会における「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」の審議・成立時に、衆参両院の内閣委員会が再度同内容・趣旨の附帯決議を採択したが、国家公務員制度改革基本法第12条の自律的労使関係制度の確立に関する検討は、政府の不作為と形式的な対応により、何らの進展も得るに至っていない。

そして、現行制度が、将来にわたり恒久化されることへの懸念は、安倍総理が2017年5月、自ら憲法改正を今後の政治課題として提起したことを踏まえ、さらにその後、秋の「臨時国会が終わる前に、衆参両院の憲法審査会に自民党案を提出したい」と表明したことから、政治的に極めて深刻な状況を迎えている。それは、同党の「日本国憲法改正草案」（2012年4月）が「公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項（勤労者の団結権等）に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。」とされており、これは公務員の労働基本権制約の根拠を国の最高法規において定めることで、その普遍性を確保しようとするものに他ならないといえる。

連合は、「熊本地震から一年、大規模災害時における消防職員の活動と団結権の必要性について議論する」という趣旨から、一昨年そして昨年に続き、2017年4月14日

にシンポジウムを開催した。このシンポジウムには、連合組織内からの参加に加え、省庁、一般、マスコミなど約350名が参加、主催者を代表して挨拶した神津連合会長は「大規模災害時、消防職員は発災直後から捜索や救助など、自らの命を省みず救助活動等にあたっている。しかし、依然日本では公務員の労働基本権が大きな制約を受けており、消防職員については全世界的に見ても非常に特異な例として、団結権すら否定され続けている状況にある。民間における企業・産業の発展、公務における良質な公共サービスの実現には、労働組合がステークホルダーの一つとして機能することが不可欠であり、労使の強い信頼関係の構築に寄与する。当然、消防職員に関しても、質の高い消防サービスの提供のためには、強い信頼関係のもと、労使双方が真摯に消防行政や職場課題の解決に向けて話し合い、消防活動の質を向上していくことが不可欠であり、それは国民も望んでいることだと考える。」と述べ、積極的な議論を求めた。そして、逢見連合事務局長は「安全で豊かな国民生活を送るためには、良質な公共サービスはなくてはならないものとなっている。今後も良質な公共サービスを維持していくためには、本日議論がなされた消防職員の団結権問題も含めて、公務における自律的労使関係の構築と、それを踏まえた職員の適正な労働条件や働きやすい職場環境を実現することが不可欠である。」とシンポジウムのまとめを行った。

また、連合は2017年2月、「消防職員の労働組合を結成する権利」に関する意識調査（全国の20歳以上の男女（公務員を除く）1,000名対象）を実施した。調査結果は、「消防職員に労働組合を結成する権利を認めるべき」に、賛成が過半の51.9%に対し、反対はわずか5.8%であった。なお、「どちらともいえない」が4割以上あることについて、その理由は「権利として認めたほうがいいと思うものの、災害時の活動に支障が出たら困る」との回答が多かった。然るに、職務上の問題と結社の自由及び組合権とはまったく無関係であることを周知・説明することで、消防職員の団結権付与に対する世論の圧倒的支持が得られるものと考えられる。

ILO条約勧告適用専門家委員会の議論を経て、総会基準適用委員会における個別審査の素材となる各国政府から提出される既批准条約の適用状況の定期報告について、日本政府に対しては、2017年において第87号及び第98号条約等が該当した。

そして、①条約の条項を実施する法令規定の変更（独立行政法人制度改革）、②消防職員と刑事施設職員に対する団結権付与、③公務員の争議権、④公務員制度改革、⑤適切な代償措置、⑥職員団体の登録制度、⑦組合専従期間の組合による自主決定、⑧管理職員の範囲、⑨臨時・非常勤の地方公務員に関する制度改正、⑩第98号条約第6条の解釈、⑪働き方改革実行計画と公務員の団体交渉権について連合の意見を付した日本政府の定期報告が2017年8月に行われた。

さらに連合は、2017年9月、ILO結社の自由委員会に対し、①累次の結社の自由委員会報告が解決に向けた進展をこれ以上なく強く促した公務員の労働基本権保障に

関する協議は、政府側の不作為と形式的な対応により、何らの進展も得るに至っていないこと、②政府が進める女性活躍推進、働き方改革等を民間そして公務を問わず社会的に実効あるものとするためには、公務員の労働基本権の回復が急務であることを喚起するため、前回2014年1月以来3年半ぶりとなる追加情報を提出した。

2012年12月の第46回総選挙による自民党への政権再交代の政治的焦点の一つであったといえる公務員の労働基本権問題は、それから4年近くが経過した今日なお、冷静かつ論理的な議論を微塵も求めない感情的な政治問題として、その回復に向けた道筋を見出すことすら困難な環境にあるが、労働基本権の回復を求める要求とその実現が、普遍的、社会的そして国際的な責任であるという立場から、引き続き、連合との連携のもと、ILO勧告を満たした労働基本権の確立と民主的公務員制度改革の実現に向けた対応を継続していかなければならない。

4. 公務公共サービス労働者の組織化と産別結集の活動の推進

公務労協は、2003年の発足以来、「中央省庁をはじめとした公務公共サービスに従事する労働者の組織化・組織建設」を最も重要な課題のひとつに掲げ、公務員制度改革をめぐる情勢を踏まえた2009年11月には、「組織拡大センター」を設置し、2010年1月には「組織化基本計画」を決定した。基本計画では、その目的として、①労働協約締結権付与を前提とした自律的労使関係制度の確立のためには、政府との間で対等かつ十分な交渉・協議態勢を確立することが必要不可欠であり、組織の拡大と主体的力量強化が急務であること、②自律的労使関係制度のもとでは、国家公務員関係組織の中央交渉、妥結内容が公務労協全構成組織の交渉・妥結結果に影響を与えることから、各府省での組織拡大は国家公務員のみならず構成組織全体の課題であること、③最重点目標を各府省の組織拡大に置き、あわせて、独立行政法人、非常勤職員等を含めた組織拡大の取組を進める、とした。

今年度も、中央省庁の組織化・組織拡大、国公連合の組織拡大・強化及び非常勤職員の組織化を取組の重点として、国公連合との連携を強化しながら活動を展開してきた。

中央省庁の組織化・組織拡大については、「1000万連合実現」の取組の一環と位置づけ、連合との連携をはかりつつ、中立組織との意見交換を中心に進めてきたが、役員が短期間で交代することや組織における上部団体に対する姿勢などが既に固定化されており、具体化するまでには至らなかった。

国公連合の組織拡大・強化に向けては、定期的に組織拡大センター企画小委員会を開催し、構成組織の現状や組合加入勧奨パンフ等の共有をはかりながら取り組んできたが、直近の国公連合の組合員数は79,625人(対前年比△2,930人、△3.55%)となり、

8万人を割り込むとともに、1,000人単位での減少に歯止めがかかっていない。また、非常勤職員の組織化については、構成組織ごとに事情が異なっており、方針上での取組に止まっているのが現状である。全環境職組（国公連合加盟）への支援の取組については、環境省への出向者が多い林野労組、全農林からの協力を受け、全環境職組サポートチーム会議を定期的を開催して組合員への情報提供、出向者に対する加入勧奨を行ってきたが、現状においてもプロパー職員の加入がごく少数にとどまっていることから、引き続き、全環境職組の知名度アップに努める必要がある。なお、国公連合加盟の金融庁職組に対する支援等については、今後も出向者の多い全財務との連携のもとで対策を講じていかなければならない。

街頭宣伝行動については、霞が関及び国公連合の地方ブロックを拠点に、毎月1回、連合、公務労協の活動の様子や公務におけるトピック記事、国公連合の組織アピールなどを掲載したチラシ入りティッシュの配布（毎月約12,000個）を行ってきた。チラシやホームページを見た人からの労働相談などは、ごく少数であったが国公連合を中心に対応し、国公ユニオンへの新規加入につながった。引き続き、連合、公務労協や国公連合の活動を広く周知することは不可欠であるが、組織化に資する効果的な今後の方策等を検討する必要がある。

以上のように、今年度、具体的な成果を得ることができていないが、組織強化・拡大の取組は、継続が何より重要である。労働基本権の回復を前提とした自律的労使関係制度の確立を活動目標に掲げている立場として、短期・中長期的な視点から自らの組織の現状を各々が冷静に分析し対策を講じることはもとより、公務労協全体として課題を共有し、組織拡大センターとしての取組を強化していかなければならない。

5. 組織検討委員会報告の具体化等について

第6回総会において承認された組織検討委員会報告の具体化について2017年度は、①未結成の12都県における構成組織を含めた個別の事情・背景等を把握した上で、重点県を設定し、すべての都道府県における地方組織の結成を推進する：新たな地方公務労協の結成に至らず、②「協議会から連合会への移行」は、自律的労使関係制度の確立に伴う組織及び機関運営の変更への対応を優先し、その具体化等を踏まえ、改めて討議の必要の有無を含めた再検討を行う：公務員制度改革に関する今日的情勢のもと、移行に係る課題の整理等の具体的な検討を行うには至らなかった。

二、2018年度活動方針

1. 情勢の特徴

(1) 第193通常国会以降の政治情勢

2017年5月28日、第一次内閣を含めた安倍首相の在任日数が1,981日となり、小泉純一郎元首相を抜き戦後第3位の長期政権となった。しかし、長期化による権力の腐敗そして政権維持の困難性は、第193通常国会における共謀罪を含む改正組織犯罪処罰法の審議に代表される強引な国会運営、疑念が解消されない森友・加計両学校法人問題、閣僚の暴言・失言と辞任、自民党議員の不祥事により内閣支持率の低下としてあらわれ、自民党の歴史的な大惨敗とも評価された東京都議会議員選挙を踏まえ、国民の支持を急速に失う状況となった。そして、政権への信頼回復を急務の課題として、2017年8月3日に発足した第三次内閣は、背水の改造内閣とも揶揄される一方で、大半の世論調査で支持率が上昇に転じたものの、不支持が支持を上回る傾向は変わらず、政権運営の危機的状況が続いている。

内閣改造後の記者会見で安倍総理は、「最優先すべきは経済の再生」と強調したが、第二次安倍政権発足時2012年年末の「デフレ脱却」そして「3本の矢によるアベノミクス」にはじまり、2014年秋の「女性が輝く社会」と「地方創生」、2015年秋の「一億総活躍社会の実現」と「アベノミクス第二ステージ・新たな3本の矢」、2016年夏には「働き方改革」、そして第三次改造内閣発足にあたっては「人づくり革命」に至るまで、いずれも道半ばを理由として次々にスローガンを打ち出し、常に国民に対するアピールとしての「やってる感」を演出しているものに他ならない。

ところで、昨年、ポピュリズム現象化の象徴として世界が驚愕したトランプ米大統領の誕生は、かつて重厚長大産業を支え、今は没落の憂き目にあるラストベルト（斜陽鉄鋼業地帯の中西部地域と大西洋岸中部地域の一部）一帯に住む労働者階級（民主党を支持してきた労働組合員）をはじめとした若干名の投票行動が背景にあったといわれている。それは、大統領選の争点の一つといわれたTPPへの賛否ではなく、東西冷戦構造の終焉とともにグローバル化した経済社会という現実のもと、IT化により奪われた雇用や削減された賃金という経済的なダメージが、組織・団体や慣習・伝統という価値観により拘束しきれない行動として顕在化したものとされる。このことを第二次安倍政権以降のわが国の状況に照らして考えれば、米労働者階級と同様の痛みと苦しみを長年にわたり抱えてきた多くの国民にとって、民主党政権時の失望と反意を根底に置いた労働組合の組織内外にかかわらない国民の偽りない心情として、少子化そして労働力人口減少による雇用情勢の回復、実質賃金は減少という真実においても、虚飾された「景気回復と賃上げ」という実績に対する評価として、安倍政権及

び政党支持率に反映され、さらに投票行動に結び付いてきたことに留意しなければならない。

度重なる弾道ミサイル発射と6回目の核実験を強行するなど予断を許さぬ北朝鮮情勢のもと、安倍総理は2017年9月28日に召集された第194臨時国会冒頭において衆議院の解散に踏み切り、第48回衆議院議員総選挙が10月10日公示、22日投開票で行われることとなった。すでに現衆議院議員の任期満了まで1年余りとなったもとにおいて、安倍総理が解散総選挙を決断する時期が注目されていたが、一時急落した内閣支持率の回復傾向と、民進党をはじめとする野党側の混乱と準備不足を踏まえた戦術的判断を優先したものとされている。

今般の解散総選挙に対し野党側と安倍政権に批判的立場にある一部の世論は、「疑惑隠し解散」、「政権維持のための大義なき解散」と非難した。一方、安倍総理がこのような批判に対し、①消費増税の税収の使途変更による「全世代型」社会保障制度の実現、②北朝鮮への圧力強化路線の継続、③憲法への自衛隊の根拠規定の明記を解散総選挙の争点とする方針を提起したが、とくに消費増税分のうち国債の償還などに予定されていた財源を教育無償化等に充てることは、すでに絶望的な財政健全化にさらなる悪影響を生じるものとして終局的に懸念される。なお、解散総選挙の最大の争点は、「超高齢化社会における社会保障制度の安定と財政再建の両立」であり、そのことの具体化が与野党を問わず失われたわが国政治に対する最後の期待であるといえる。

一方、衆議院の解散により人事院勧告に基づく給与法改正案の取扱いは、総選挙後の国会に持ちこされることとなったが、国家公務員の労働基本権制約の代償措置とされる人事院勧告は、国会と内閣に対して同時になされるという意義に基づき、給与法改正案の早期成立が最重要課題となる。

(2) 社会情勢等

2017年4～6月期の実質GDP（国内総生産）の速報値は、年率換算で4.0%増（前期比1.0%増）となり、これまでの外需主導に代わった内需主導（個人消費前期比0.9%増、設備投資同2.4%増）による経済成長を印象付けた。しかし、内需が最も高い伸び率を示したのは5.1%増となった公共投資であり、政府が自ら「消費は力強さに欠けている面も残っている」と指摘しているように、今後は、賃金の伸び悩みによる消費の反動減が生じる可能性が高く、さらに海外の政治的・地政学的リスクを抱えるもと、2017年4～6月期の内需主導・拡大は、天候や公共投資、原油安による一時的な要因とみる向きが多い。

2017年6月9日、政府は、「第4次産業革命」（人工知能（AI）、ロボット等）のイノベーションを、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題

を解決する「Society 5.0」（①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会）を実現する「未来投資戦略2017」を、中長期的な成長を実現していくための政策として提起した。一方、「将来の人工知能・ロボットの普及は、人が携わる約2千種類の仕事の3割がロボットへの置き換えが可能で、我が国では5割強の業務を自動化できる」（日本経済新聞と英フィナンシャル・タイムズ共同調査研究）、「我が国のGDPが2030年に50兆円増える一方で、雇用者数は240万人減少する」（三菱総合研究所試算）との指摘が行われている。18世紀半ばに起こった産業革命は、資本主義の発展とともに経済成長を実現してきた。しかし、同時に、自然環境の破壊と温暖化等、人類にとって重篤な負の遺産を残している。そして、例えば「第3次産業革命」（20世紀末からの情報通信における技術革新）により、どれだけの雇用を失ってきたのか、人工知能・ロボット化による影響の研究・試算を踏まえ、少なくとも今後の経済成長がもたらす負の側面を見極めていく必要がある。

「経済財政運営と改革の基本方針2017」は、幼児教育の早期無償化を明記するとともに、人材への投資を柱に据え、働き方改革による長時間労働の是正などとあわせて、生産性の向上をはかり、社会の活力を高めることを提起した。一方で、財政健全化について、「経済・財政再生計画」で掲げた従来の基礎的財政収支（PB）の2020年度（平成32年度）までの黒字化に加え、新たに「債務残高対GDP比の安定的な引下げ」を明記した。しかし、これは第一に、少なくとも基礎的収支黒字化は債務残高を増やさないということに意義があり、将来世代に負担を転嫁しないということが今の世代の責任であったことを見直すためとすれば「未来への責任放棄」である。第二に、社会保障費の自然増のみならず防衛費をはじめ自らの信条で予算を膨張させ、選挙に不利な増税延期というポピュリズムのもと、昨年の円高による企業業績悪化と税収下振れというアベノミクスの失敗を覆い隠すためとすれば「財政への責任放棄」となる。さらに第三に、GDPが伸びれば金利上昇により債務残高も伸びるという経済における常識に反し金利の抑制を継続することは、公的債務の大半が国民の資産（年金積立金、預貯金など）で賄われており、債務価値の減少は国民資産の縮小を意味する「国民生活への責任放棄」に他ならない。すなわち「経済財政運営と改革の基本方針2017」は、経済成長を通じて財政再建を進める姿勢を鮮明にした一方で、公共事業費そして防衛費を中心とする歳出拡大路線のもと二度にわたり消費増税を延期するとともに、昨年の円高による企業業績低迷を要因とした税収の下振れ等により、達成が絶望的となった基礎的財政収支黒字化目標を見直すための布石として、財政健全化への責任を実質的に放棄したものといえる。

（3）公共サービスと公務員を取り巻く情勢

政府は、前年度を5,121億円下回るものの4年連続で100兆円を超える、総額100兆

9,586億円となる2018年度の概算要求をとりまとめた。今後、前年度予算を上回る3.5兆円程度の絞り込みが予定されるものの、2016年度税収が7年ぶりに減少するなど、第二次安倍政権発足以降のこれまでの環境とは決定的に異なる状況のもと、経済成長を前提とした予算編成の継続が不可能であることを明らかにしたものとなっている。とくに、2018年に消費増税の判断や財政健全化計画の検証の時期を控えているにもかかわらず、日銀のマイナス金利政策で市場金利が低下していることを利用した過去最低の想定金利の設定など、過去最高となる77.1兆円の政策経費を優先するために、元利払いに充てる国債費を23.8兆円（前年度概算要求比△3.2%）に圧縮しており、これは財政規律を失った昨年度の「財政破綻元年」になりかねない危機的状況を顧みないまま財政健全化が絶望的であることを明確化したものに他ならない。なお、予算編成過程において検討される幼児教育の無償化等の財源をめぐり、公務員人件費をはじめとした歳出全体への影響について注視しなければならない。一方、世論においては、安倍政権の存在そのものの是非の延長において論じる傾向のもと、過去最大となる防衛費の適不適に焦点化した内容の報道が顕著になっている。しかし、そのことが深刻な少子高齢化のもとで世界最悪の財政状況にあるわが国の予算について、冷静な国民の評価や判断を惑わす結果となっていないか、が懸念される。そして、高齢化に伴い6,300億円の自然増が見込まれる社会保障費の抑制を強く求める論調は、サービスの提供を受ける側の国民の存在を軽視したものとなっていることが危惧される。

また、内閣人事局がとりまとめた2018年度の機構・定員等の要求状況は、東日本大震災関連等の臨時増員を除き、全体で1,352人の増員となった。2017年度が1,011人の増員要求に対し650人の減員となったこと等を踏まえ、これまでの総定員削減を前提とした定員査定ではなく、少なくとも「必要とされる業務に、適正な勤務条件のもとでの必要な定員を配置する」ことを基本として、すでに業務に最低限必要な人員を充足しきれていない深刻かつ限界を超えている職場実態を踏まえ、早期に定員削減基調を廃止・転換することが強く求められている。

概算要求時の参考となる2018年度地方財政収支の仮試算は、総額87.2兆円（2017年度比0.6兆円増）を計上している。このうち、社会保障費の自然増等に充てられる一般行政経費は0.6兆円増が見込まれている。なお、地方交付税については、対前年度△2.5%の15.9兆円としている。これは、「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を2016年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するものであるが、地方税収の増加を見込む一方、臨時財政対策債（地方交付税特別会計の財源が不足した場合に、交付額を減らし、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させる制度…償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置、実質的な地方交付税の代替財源）の発行額を2年連続で増額（対前年度計画12.9%増）していることに留意する

必要がある。このような概算要求における地方財政の取扱いは、社会保障費の増加と地方交付税の減額を両立させることを前提にしているが、人口減少と高齢化が進むなかで、地方自治体全体における最低限必要な住民生活の確保と社会保障の維持に対応することは不可欠であるものの、給与関係経費を含めた個々の地方自治体における財政への影響に注視しなければならない。

2. 活動の基本的考え方

第48回衆議院議員総選挙の結果を踏まえた今後の政治情勢は、長期化した安倍内閣の政権運営の趨勢に左右される一方、その存否は我が国社会経済そして国民生活に深刻な事態を引き起こしかねない。それは、第一に、世界各国で金利上昇局面に移行しつつあるもと、事実上出口のない日銀の金融緩和政策を継続し続けなければならない果てに、円安・株高による輸出関連産業・企業の業績改善による税収増シナリオの崩壊が現実視されること。また、第二に、実質的に財政再建を放棄した安倍政権に対して、これまでの政権の評価を前提として対立してきた世論が総じて懸念を示したにもかかわらず、与野党が対立のための対立ばかりを繰り返してきた国会等において、一部自民党内における動向を除き、一切の追及も行われなかったことに象徴されるように、政治全体が無責任さを露呈していること。そして、少子高齢化と人口減少そして世界最悪の財政状況を意図的に軽視するとともに、グローバル化により利己主義化した民意に迎合することで自らの権力と支持基盤を維持しようとするわが国政治の惨状は、公務公共サービスに従事する労働組合として、極めて憂慮すべき状況として自覚する必要がある。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会が予定されるとともに、安倍政権が基礎的財政収支黒字化目標の達成を掲げる2020年度を待たずに、財政破綻による社会システムの崩壊を招くか、それ以前にすべてを自己責任へと押し付ける危機的な歳出削減へと政治全体が暴走する情勢にあることを踏まえ、公務公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任と役割を果たすとともに、政府・公務員そして公共サービスに対する国民の信頼回復をはかることを基本的な立場として、少なくとも現在の公共サービスの質と量を維持するとともに、より良質な公共サービスの実現に向け、そのあり方を再構築する取組を強化する。同時に、公共サービスの重要性と普遍性を社会的に喚起するとともに、それを支える適正な賃金・労働条件と人員の確保をはかることに重点を置く。とくに、わが国の危機的な財政状況を直視するとともに、2020年度の財政健全化目標を堅持するもとの「経済・財政再生計画」の変更等の動向を注視するとともに、「集中改革期間」（2016～2018年度）の達成状況等を踏まえて行われる「歳出、歳入の追加措置等の検討」を最重要視した対応をはかることとする。

具体的には、構成組織間で共通する政策課題の実現主体であるとともに対政府等との交渉主体としての性格を有する公務労協は、国家公務員の使用者たる性格と地方自治体及び独立行政法人・政府関連公益法人等の職員の勤務条件等に重大な影響力を有する政府に対し、関係府省・人事院等との間における交渉・協議を最重視した対応をはかることとする。

また、賃金・労働条件をはじめとする諸課題に係る政治対策については、政党と労働組合との性格や目的の違いを踏まえつつ、交渉主体としての責任を果たす観点から、要求実現に向け広範な政党への対応に留意する一方、公共サービスへの影響を考慮しない歳出削減万能主義の政治勢力とは毅然として対立・対抗していく。

3. 具体的課題と取組

(1) 良い社会をつくる公共サービスキャンペーン

東日本大震災、熊本地震そして九州北部豪雨など、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等の甚大な自然災害が続いている。一方、国民生活を犠牲にした弱肉強食の市場優先主義の進行は、公共サービスを際限なくそして止まることのない縮小へと導いている。さらに、第24回参議院議員通常選挙における消費増税再延期という政治全体の判断により、公共サービスは、「国民の日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要」（公共サービス基本法第2条）とするその存在意義が問われている状況にある。

改めて、頻発・激甚化する自然災害、与野党を問わない政治全体に蔓延する新自由主義とポピュリズム、無責任な成長至上主義と経済政策のもと実質的に放棄された財政健全化などにより、国民生活の基盤を担う公共サービスに課せられた役割を喪失しかねない危機的な情勢にあることを、従事する労働組合の社会的責任として厳しく自覚しなければならない。

公務労協は、2004年に新自由主義・市場万能主義の対抗軸として取組をスタートした「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」について、安倍政権の進める諸政策に総合的な対峙をはかるとともに、公共サービスへの影響を考慮しない歳出削減万能主義の政治勢力とは毅然として対立・対抗していくため、公共サービス基本法の意義と目的等を重視した活動を強化する。

具体的には、これまでの取組の到達点を踏まえ、2018年度においては、①国民の生命及び財産を守るとともに、日常生活及び社会生活を円滑に営むために不可欠な公共サービスの重要性に関する社会的な理解の再構築、②入札・契約改革と公正労働基準の確立をはかるための連合の公契約基本法及び条例制定との活動の連携、③公務公共

サービスを再構築するため公務における労使関係の改革が不可欠であるという立場から、自律的労使関係制度の必要性と労働基本権回復の意義に関する国内世論の喚起をはかるための連合との連携強化と主体的対応、④過去7年間の活動の経過と到達点を踏まえた公共サービス基本条例の制定、⑤公共サービスを支える財政の健全化問題に関する政府・政党対策をはかることとし、具体的な活動等については、今後の諸情勢等の推移を踏まえ、2018年春季生活闘争方針において提起する。

（２）公務員制度改革、労働基本権確立の取組

2018年を焦点として、連合との連携のもと進めてきたILO勧告を満した労働基本権の確立と民主的公務員制度改革の実現について、2018年ILO総会の基準適用委員会における個別審査の具現化に向けて、国内外の対策を強化する。また、個別審査を起点として、第48回衆議院議員総選挙をはじめとするその後の国政等諸情勢の推移を踏まえ、対策本部会議等における協議に基づき、対政府・政党対策等の具体的な対応及び取組等の再構築をはかることとする。

また、消費増税再延期に伴う財政健全化の検討が、労働基本権制約の代償措置とされる給与決定システムの機能をさらに不完全または喪失しかねない事態を招く恐れがより強くなっていることへの警戒と対策に努める。さらに、2018年度についても社会的発信と周知を目的として2015年度から取り組まれてきた連合主催シンポジウムの開催を要請するとともに、主体的・積極的な参加体制等を講ずることとする。

（３）独立行政法人及び政府関連公益法人等の雇用・労働条件確保の取組

引き続き、第186通常国会において成立した改正独立行政法人通則法を踏まえ、法案審議と政府答弁及び附帯決議を活用し、①法人の組織運営上の裁量と自主性・主体性、②自律的労使関係制度のもと労使交渉による賃金・労働条件の決定等の実体的確保に向け、統一性と連携を重視した対応を強化する。また、労働協約締結権を有するすべての独立行政法人等において、労使の自主決着を前提とした労働委員会の紛争解決機能の活用を進める。なお、行政執行法人（全印刷局労働組合、全造幣労働組合）における労働委員会の紛争解決機能の活用については、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与から独立・先行して決着することの意義と、当該機能が旧公共企業体労働委員会機能による争議権制約の代償措置に由来することを踏まえた対応をはかることとする。さらに、政府関連公益法人等において、労働基本権にこだわる雇用・労働条件の決定等をはかるための環境整備に努める。

（４）地方創生と道州制・国の出先機関の見直し等に対する取組

安倍総理の独断的な政治信念のもと批判が多い政策の推進を埋伏するが如く政権が

看板政策として掲げてきた地方創生は、2015年度を初年度とする5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた総合戦略が中間年を迎えている。地方創生は、財政事情の厳しさを理由とした極めて不十分な交付金の継続など、「自助の精神」に象徴される旧態依然の地方自治体任せの押し付けに対して、場当たりの地方移住や観光振興などの地域経済活性化のための施策ではなく、教育・医療・介護・保育等の基礎的公共サービスの人的基盤の強化・雇用創出による地方創生と地域経済の活性化をはかるための対策を連合とともに推進する。

なお、「政府関係機関の地方移転」については、「政府機関移転基本方針」（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）及び「政府機関の地方移転にかかる今後の取組について」（同年9月1日同本部決定）に対して、引き続き、真に地域経済の活性化等の効果があるか否かを追求するとともに、当該職員の雇用と勤務条件等の確保を前提とした対応を強化する。さらに、2018年度以降の取組の検討・準備等が進められる「中央省庁のサテライトオフィス」への対策をはかることとする。

また、道州制と国の出先機関の見直し等については、引き続き、政府・国会の動向等を注視し、機動的な対策を講じる。

（5）賃金・労働条件の改善等に関する取組

- ① 「政治」の公務員給与に対する介入を排除し、無原則・無秩序に歳出削減を目的化した財政健全化へと政治全体が暴走する情勢にあることを踏まえ、政府との各級段階の交渉・協議、政党対策を強化する。
- ② 連合と連携し、公務員給与の社会的影響と重要性とともに、労働基本権制約の代償措置とされる給与勧告が国会・議会と内閣・首長に対して同時になされるという意義に基づいた社会的合意を確立するための取組を進める。
- ③ 連合の2018春季生活闘争に向けた方針議論に積極的に参加するとともに、労働条件専門委員会を中心にその準備を進める。
- ④ 「経済財政運営と改革の基本方針2017」において「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とされたことを踏まえ、段階的定年年齢の引上げを措置するための「雇用と年金を接続した公務・公共部門の新たな高齢期雇用政策の基本方向」（2008年5月20日「新たな高齢雇用施策検討委員会」とりまとめ）を基本に、早期の段階的定年延長の実現に向け、対政府・国会対策を強化する。
- ⑤ 格差是正の取組を積極的に推進し、短時間公務員制度の導入をめざすとともに、臨時・非常勤職員をはじめとする全ての公共サービス労働者の雇用安定と処遇改善を求める。
- ⑥ 公共サービスの質及び量そして国民の信頼を低下させることのない真に実効性ある超過勤務の縮減、休暇・休業制度の拡充を求め、その具体化をはかることを

通じたワーク・ライフ・バランスの改善を進める。

(6) 男女共同参画社会の実現に向けた取組

安倍政権における「女性の社会進出・活躍の促進」は、職場の男女平等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、男女間格差の是正と均等待遇の実現を課題とするより、むしろ経済の再生と成長戦略を重視する考え方が前提にあるといえる。

このような政権の動向を踏まえつつも、現実を重視し実態を改善することにより理念を適正化するという立場から、引き続き、①ワーク・ライフ・バランス憲章と行動指針の具体化、②次世代育成支援対策推進法に基づく、労使協議による行動計画の改善と着実な実施、③募集・採用・配置・昇進における男女間格差の是正、④結婚・妊娠・出産・育児・介護などを理由とする不利益取扱いの一掃、⑤男性の育児休業・介護休暇取得の促進等を、職場と家庭そして社会を基盤に置いた取組として推進する。

(7) 公務公共サービス労働者の組織化と産別結集の活動の推進

国公連合の取組を第一義におき、公務労協との共同事業としての組織化の重点目標・対象を中央省庁に設定し、交流と情報提供、大衆的情報配布等を中心とする未加盟対策を任務として設置した組織拡大センターの活動を強化するとともに、引き続き、新たな産別結集組織の実現について具体的かつ確実な成果を得る対応をはかることとする。

(8) 「新たな郵政づくり」に向けた取組

日本郵政の第二次株式売却が行われる一方、M&Aに係る巨額の損失や情報漏れによる破談、また長期にわたるマイナス金利政策の影響によるグループ金融二社の収益悪化、さらにはIT化の進展に伴う郵便物の減少が続くなか、株価に影響を与える中期経営計画の策定も困難性が増している。こうした状況のもと、過疎化が進み金融機関等が撤退する地域が拡大するなかで郵便局を維持しユニバーサルサービスを提供する日本郵便の経営もまた極めて厳しいものとなっている。その影響により、近年の民間および公務労働者の春闘成果による賃上げの埒外におかれている。

J P 労組は、山間僻地、離島を含めた全国津々浦々でのユニバーサルサービスを持続可能なものとするため、事業に係る上乗せ規制の撤廃はもとより、ユニバーサルコストに対する公的措置を求め政治力を強化し、全ての郵政労働者の処遇改善に取り組んでいくこととしている。公務労協は、J P 労組の今後の取組を、構成組織全体の課題として共有するとともに、組織的支援と要請等に応じた対応等をはかることとする。

（９）地方組織の結成の推進について

未結成の12都県における構成組織を含めた個別の事情・背景等を把握した上で、引き続き、すべての都道府県における地方組織の結成を推進する。また、諸会議または集会を活用した構成組織中央段階における対応等、主要な構成組織が各地方段階で結成に向けた主体的な役割を担うこととする。